

また、本省は、「食品衛生法第 55 条第 2 項に基づく輸入者の営業の禁止及び停止処分の取扱い指針（ガイドライン）」に基づき、概ね違反率が 5 % を超え、輸入者の営業の禁停止処分の検討対象となった輸入者に対しては、法違反を繰り返すことのないよう指導を行う。検疫所は、違反内容等に応じて当該輸入者が輸入する食品についてモニタリング検査を強化し、当該輸入者が講じた再発防止措置の検証を行う。

(5) 悪質な事例等の告発

検疫所は、虚偽の輸入届出や法違反又はその蓋然性の高い食品等の不正輸入など、法違反の態様が悪質な事例等については、告発を行うとともに、当該告発内容について、適時公表を行う。

(6) 違反事例の公表

本省は、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第 63 条の規定に基づき、法又は法に基づく処分に違反した輸入者（原則として、当該違反により書面による行政指導の対象となる輸入者を含むが、違反が軽微であって、かつ、当該違反について直ちに改善が図られた輸入者は除く。）の名称・所在地、対象輸入食品等の違反情報をホームページに速やかに掲載し、公表する（名称・所在地については 1 年間）。なお、違反者の名称等の公表に併せ、違反食品の回収、廃棄等の措置状況、改善措置の内容、違反原因等についても、判明次第公表する。

## 8 国民等への情報提供

本省又は検疫所は、ホームページ等により輸入食品等の安全性確保に関する情報を広く国民等へ提供する。

(1) モニタリング計画等に関する情報の提供

検疫所は、輸入者、通関業者及び保税倉庫業者に対し、本計画に基づく監視指導を円滑に実施できるよう、モニタリング計画、検査命令の発動、検査の強化等に関する通知等の周知を図る。

また、本省は、モニタリング計画、検査命令の発動、検査の強化等に関する情報について公表する。

(2) 本計画に基づく監視結果の公表

本省は、モニタリング検査、検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果の概要等の本計画に基づく監視指導の実施状況について、翌年度の 6 月を目途に公表する。また、4 月から 9 月までの年度途中の状況についても 11 月を目途に公表する。

(3) 食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組

本省は、食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組を通じ、計画の内容、輸入食品等の監視指導の状況等について、消費者、事業者等への情報提供及び意見交換を行い、食品等の安全性について適切な理解が得られるよう努める。

(4) その他

検疫所は、一般消費者等を対象とした見学の受入等、輸入食品等の監視指導の現状について、監視指導等業務に支障のない範囲内で広く国民の理解を得るよう努める。

## 9 その他監視指導の実施のために必要な事項

(1) 食品衛生に関する人材の養成、資質の向上

本省は、検疫所で監視指導や試験検査に従事する食品衛生監視員に対し、食品衛生に関する知識及び技術の習得等に係る研修を実施する。

(2) 検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検

本省及び検疫所は、地方厚生局の協力を得てモニタリング検査等が適正に実施されるよう、試験検査等の業務管理に係る点検及び指導を計画的に実施する。

別表第1

食品群	検査項目※1	項目別件数※2	延検査件数※2
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,250	4,850
	残留農薬	1,900	
	成分規格等	700	
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品（肉類）等	抗菌性物質等	2,350	7,450
	残留農薬	900	
	添加物	1,900	
	成分規格等	2,300	
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類（エビ、カニ）等	抗菌性物質等	2,900	6,510
	残留農薬	1,950	
	添加物	200	
	成分規格等	1,450	
	放射線照射	10	
水産加工食品 魚類加工品（切り身、乾燥、すり身等）、冷凍食品（水産動物類、魚類）、魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,950	12,560
	残留農薬	2,900	
	添加物	1,950	
	成分規格等	3,750	
	放射線照射	10	
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	900	22,230
	残留農薬	15,500	
	添加物	1,000	
	成分規格等	1,150	
	カビ毒	2,950	
	遺伝子組換え食品	700	
農産加工食品 冷凍食品（野菜加工品）、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	放射線照射	30	17,150
	抗菌性物質等	100	
	残留農薬	8,000	
	添加物	3,800	
	成分規格等	2,750	
	カビ毒	1,950	
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	遺伝子組換え食品	100	4,800
	放射線照射	450	
	残留農薬	150	
	添加物	3,050	
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	成分規格等	900	2,200
	カビ毒	700	
	放射線照射	350	
	添加物	800	
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	950	2,200
	カビ毒	100	
	放射線照射	2,250	
検査強化食品分※3	添加物	2,250	2,250
	成分規格等、カビ毒、遺伝子組換え食品、放射線照射	5,000	5,000
総 計（延数）※2			85,000

※1：検査項目の例

- ・抗菌性物質等：抗生素質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬：有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物：保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ぼい剤等
- ・成分規格等：成分規格で定められている項目（細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ等）、病原微生物（腸管出血性大腸菌O157、リストリア菌等）、貝毒（下痢性貝毒、麻痺性貝毒）等
- ・カビ毒：アフラトキシン、デオキシニバレノール、バツリシン等
- ・遺伝子組換え食品：安全性未審査遺伝子組換え食品等
- ・放射線照射：放射線照射の有無

※2：検査件数は、抗菌性物質、残留農薬等の検査項目別の延検査件数の概数を示したもの。

※3：輸入時の違反事例や海外情報等に基づき、本計画実施中に検査頻度を強化して行うもの。

別表第2

	輸入時における危害要因等 (代表的な事例)	事前の確認事項	定期的確認事項 (初回輸入時を含む)	輸送及び保管時の確認事項
食品等一般 (共通事項)	・有害、有毒物質の含有 ・腐敗、変敗及び不潔・異物の混入	・原材料の受け入れ、製造 ・加工行程等における有害、有毒物質等の混入防止対策	・定期的な試験検査による有害、有毒物質等の確認	・事故・不適切な温度管理等による腐敗、変敗がないこと ・塩蔵等の食品等を長期間屋外に保管することがないこと ・倉庫等で使用する殺虫剤等の薬剤による汚染がないこと
	・病原微生物による汚染	・病原微生物による汚染防止対策	・定期的な試験検査による病原微生物の確認	・微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理
	・指定外添加物の使用 ・添加物の対象外使用、過量使用等使用基準不適合	・原材料に使用されている添加物を含め、指定外添加物が使用されていないこと ・使用基準に適合しない添加物が使用されていないこと、また、使用量等が適量であること	・定期的な試験検査による指定外添加物が含有していないこと、添加物の使用基準等の適合の確認	
	・規格基準不適合 (清涼飲料水、食肉製品、冷凍食品等)	・成分規格、製造・加工基準等の規格基準に適合していること ・放射線照射による殺菌等が行われていないこと (ばれいしょの芽止めを除く。) ・製造工程、製品に使用されている原材料及び添加物の正確な名称・割合等の生産・製造者への確認 ・必要に応じ、最終製品の試験検査による食品衛生法の適合の確認	・製造工程、原材料等に変更がないこと ・定期的な試験検査による成分規格等の適合の確認 ・最終製品の試験検査による食品衛生法の適合の確認	・保存基準の遵守 ・事故の有無
農産物及びその加工品	・アフラトキシン、パツリン等のカビ毒 (穀類、豆類、香辛料、りんごジュース等)	・収穫時及び輸送・保管時におけるカビの発生防止対策	・定期的な試験検査によるカビ毒の確認	・カビの発生を防止するための適切な温度、湿度等の管理
	・シアノ配糖体等の自然毒	・自然毒の有無の確認 ・製造・加工等により自然毒を除去できる対策を講じていること ・有害、有毒植物の混入防止対策	・定期的な試験検査による自然毒の確認	
	・放射能汚染 (きのこ、ハーブ等)	・採取地域が放射能汚染地域でないこと	・定期的な試験検査による放射能濃度の確認	
	・腸管出血性大腸菌 O157等の病原微生物 (生食用野菜)	・病原微生物による汚染防止対策	・定期的な試験検査による病原微生物の確認	・微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残留農薬</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬の使用状況</li> <li>・加工品の原材料は、残留基準に適合していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫前、収穫後における農薬の適正な用法、用量の遵守</li> <li>・定期的な試験検査による残留農薬の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫後における農薬の使用的有無</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性未審査の遺伝子組換え食品 (米穀、パパイヤ等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺伝子組換え食品の承認の有無</li> <li>・安全性未審査の遺伝子組換え食品の混入防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な試験検査による安全性未審査の遺伝子組換え食品が混入していないことの確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な管理</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用 (生鮮野菜)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着色料、漂白剤等、品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物が使用されていないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な試験検査による添加物の確認</li> </ul>	
畜産物及びその加工品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腸管出血性大腸菌O157、リストeria菌等の病原微生物 (食肉、ナチュラルチーズ等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病原微生物による汚染防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な試験検査による病原微生物の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射能汚染 (トナカイ肉、ビーフエキス等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産地域が放射能汚染地域でないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な試験検査による放射能濃度の確認</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生証明書の不備 (食肉、食肉製品)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産国及び輸出国政府機関が発行する衛生証明書の記載事項</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生証明書の確認</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛海綿状脳症 (牛肉及び牛由来製品)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産地域が輸入禁止対象国・地域でないこと</li> <li>・特定危険部位を含まないこと</li> <li>・輸入禁止対象国・地域由来の牛肉等の混入・使用がないこと</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛海綿状脳症 (めん羊肉、山羊肉等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産地域が牛海綿状脳症発生国でないこと</li> <li>・特定危険部位をふくまないこと</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残留農薬、残留動物用医薬品、残留飼料添加物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬、動物用医薬品、飼料添加物の使用状況</li> <li>・加工品の原材料は、残留基準に適合していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物用医薬品、飼料添加物の適正な用法、用量、休薬期間等の遵守</li> <li>・定期的な試験検査による残留農薬、残留動物用医薬品、残留飼料添加物の確認</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用 (食肉)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着色料等、品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物が使用されていないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な試験検査による添加物の確認</li> </ul>	

水産物及びその加工品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腸炎ビブリオ等の病原微生物 (切り身、むき身の生食用鮮魚介類等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加工場で使用される洗浄水等の病原微生物による汚染防止対策</li> <li>・加工基準の遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な試験検査による病原微生物の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存基準の遵守</li> <li>・微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生食用かきの成分規格、加工基準、保存基準不適合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国と同等の加工基準であることが確認された国であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な試験検査による成分規格の適合の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存基準の遵守</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下痢性・麻痺性貝毒 (貝類)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貝毒の監視が適切に行われている海域から採取された貝類であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な試験検査による貝毒の確認</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒フグの混入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入が認められている魚種であること</li> <li>・魚種鑑別による異種フグの混入防止対策</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出国政府機関が発行する証明書の確認</li> <li>・魚種鑑別による異種フグの混入がないことの確認</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シガテラ毒魚等の有毒魚の混入 (南方産ハタ、ブダイ、カマス等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁獲海域の確認</li> <li>・魚種鑑別による有毒魚の混入防止対策</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚種鑑別による有毒魚の混入がないことの確認</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残留動物用医薬品、残留飼料添加物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物用医薬品の使用状況</li> <li>・加工品の原材料は、残留基準に適合していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物用医薬品、飼料添加物の適切な用法、用量、休薬期間等の遵守</li> <li>・定期的な試験検査による残留動物用医薬品、残留飼料添加物の確認</li> </ul>	
いわゆる健康食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用 (鮮魚介類等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着色料、一酸化炭素等、品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物が使用されていないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な試験検査による添加物の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鮮紅色等の有無の確認</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品成分の含有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬事法上の医薬品成分を含まないこと</li> <li>・輸出国における食経験等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験検査による医薬品成分を含まないことの確認</li> </ul>	
添加物及びその製剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定外添加物の使用</li> <li>・規格基準不適合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・添加物の正確な名称、基原物質、抽出溶媒の種類</li> <li>・添加物製剤の場合、それぞれの正確な名称と割合</li> <li>・指定外添加物が使用されていないこと</li> <li>・成分規格、製造基準等の規格基準に適合していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な試験検査による成分規格の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存基準の遵守</li> </ul>
器具及び容器包装、おもちゃ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規格基準不適合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材質、形状、色柄、対象年齢、用途の確認</li> <li>・原材料の一般規格、材質別規格、用途別規格、製造基準等の規格基準に適合していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な試験検査による原材料一般の規格、材質別規格等の確認</li> </ul>	